

改正

平成26年 3 月28日訓令第19号

平成29年 3 月28日訓令第 5 号

花巻市職員倫理規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この訓令において、「管理職員」とは、花巻市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年花巻市条例第43号）第17条の 2 第 1 項に規定する職にある職員をいう。

3 この訓令において、「総括倫理監督者」とは、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者との連絡調整、倫理監督者に対する倫理の保持に係る指導及び助言を行う者をいう。

4 この訓令において、「倫理監督者」とは、職員の職務に係る倫理の保持を図るために置かれる職員であって、職員に対する倫理の保持に係る指導及び助言を行う者をいう。

5 この訓令に規定する総括倫理監督者の職務は、副市長が行うものとする。

6 この訓令に規定する倫理監督者の職務は、総合政策部長、地域振興部長、財務部長、農林部長、商工観光部長、市民生活部長、建設部長、健康福祉部長、生涯学習部長、大迫総合支所長、石鳥谷総合支所長、東和総合支所長、会計管理者、消防本部消防長、教育部長、議会事務局長、農業委員会事務局長及び監査委員事務局長が行うものとし、倫理監督者は、その指定する職員に当該職務の一部を行わせることができるものとする。

7 この訓令において「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

8 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合にお

ける役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(倫理行動規準)

第3条 職員は、花巻市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命及び責任を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、また、個人的な行為であっても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。
- (6) 職員は、職務上知り得た秘密について、それが個人的な秘密であろうと、公的な秘密であろうと、在職中はもちろん、退職後においても、これを漏らしてはならないこと。

(利害関係者)

第4条 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が認める者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は花巻市行政手続条例（平成18年花巻市条例第14号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者又は個人（事業者等に該当する者を除く。以下「特定個人」という。）

及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 法令等に基づく立入検査又は監査（以下「検査等」という。） 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は花巻市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（花巻市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利

子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(8) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席する懇親会等(飲食物が提供される会合をいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

(3) 職員自らが主催する冠婚葬祭その他の社会習慣上行われる慶事又は弔事において、利害関係者から通常一般の社交の範囲内の祝儀、香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

(5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

(6) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(7) 多数の者が出席する懇親会等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(8) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受ける

こと。

(9) 利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフをすること。ただし、あらかじめ倫理監督者から承認を得たものに限る。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受け等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第8条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録したものをいう。以下同じ。）の監修又は

編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) 補助金等又は市が直接支出する費用をもって作成される書籍等
 - (2) 作成数の過半数を市において買い入れる書籍等
- (職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第9条 職員は、他の職員の第5条第1項又は第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、自己若しくは他の職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(講演等に関する規制)

第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第12条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬（利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬又は利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬に限る。）の支払いを受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において

管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、任命権者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
 - (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
 - (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
 - (4) 当該贈与等の内容又は報酬の内容
 - (5) 当該贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払いを受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関等との関係
 - (6) 第1号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠
 - (7) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた懇親会等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)
 - (8) 第2条第6項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)
- (委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月2日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第19号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。